

決議

わが国は、激甚化する自然災害からの脅威にさらされており、国をあげた防災・減災対策の重要性は言をまたない。東日本大震災や熊本地震による早期かつ本格的な復旧・復興に向けて、総力を挙げて取り組むとともに、幾多の災害を乗り越えて先人が築いてきた国土のさらなる発展を目指すために一層努めていかなければならない。

また、人口減少や高齢化が進む中で、潜在的な成長力をより一層向上させるためには、社会全体の生産性を高め、個性あふれる地方の創生により経済の好循環を全国に広げていくことが重要である。

街路は、ネットワークを構築することで、交流人口・物流を増大させ、多様な地域の相互連携による経済成長をもたらすストック効果が期待される社会資本であり、さらには、災害時に救済活動や、復旧・復興に欠かせない大動脈として機能する重要な施設である。

したがって、全国で未整備となっている真に必要な街路を着実に整備することこそが、日本経済の活力創出の原動力となり、災害に強い強靱な国土の再構築を推進する鍵になる。

このため、今後の街路整備の推進にあたり、次の事項を強く要望するものである。

- 一、防災上の整備効果が高い街路の整備、無電柱化、ダブルネットワークの構築等を重点的に推進すること
- 一、コンパクト・プラス・ネットワークの実現を図るため、地域の活性化と公共交通網の再編に寄与する街路整備を重点的に支援すること
- 一、都市環状道路などの幹線道路ネットワーク整備や渋滞対策、連続立体交差事業などの踏切対策、交通安全対策等を積極的に推進すること
- 一、街路整備が、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等により計画的かつ持続的に実施できるよう、必要な財源を確保すること

右決議する。

平成二十九年六月十四日

全国街路事業促進協議会

特別決議

街路には、災害時の復旧・復興に欠かせない大動脈としての重要な機能を有すると同時に、安全で快適な都市生活を実現する担い手としての機能がある。

激甚化する自然災害に備え、迅速かつ着実に都市の道路交通ネットワークを整備するとともに、個性あふれる地方の創生を全国に広げ、これまで以上に活力ある日本を実現していくことが街路の使命である。

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、道路財特法）の規定による補助率等のかさ上げ措置が平成二十九年度末で切れ、各街路整備の補助率等が平成三十年度から低減されることは、今後の街路整備において大きな支障となるため、次に掲げる事項を着実に実行すること。

一、道路財特法の補助率等の特別措置については、平成三十年度以降も継続すること。

右決議する。

平成二十九年六月十四日